

大阪広域水道企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例のあらまし

- 1 行政不服審査法の全部改正に伴い、所要の改正を行います。
 - ・改正行政不服審査法における審理員による審理手続に関する規定を適用除外とします。
 - ・開示請求等に係る不作為を個人情報保護審議会の諮問対象に追加します。
 - ・不服申立てを審査請求に改めるなど、規定の整備を行います。
- 2 この条例は、平成28年4月1日から施行します。